

令和5年第2回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和5年6月28日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第35号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第36号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第37号議案 工事の請負契約について（校舎増築・改修等工事）
第38号議案 工事の請負契約について（校舎増築等整備工事）
第39号議案 工事の請負契約について（図書館外壁及び防水工事）
第40号議案 工事の請負契約について（町民プール外壁及び防水工事）
第41号議案 財産の取得について（資機材搬送車）
第42号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材一式）
第43号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）
第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
- 陳情第2号 ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第3号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情
- 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第6号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第7号 最低賃金の大幅値上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第3 議員提出議案第3号 DX推進特別委員会の設置について
- 日程第4 特別委員の選任
- 日程第5 第45号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 閉会中の委員会行政視察の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 成瀬千恵子君
総務部長 林保克君	参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民こども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君	環境経済部長 鳥居靖久君
建設部長 内田守君	上下水道部長 石川正樹君
消防長 小山哲夫君	教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 大須賀龍二君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番 廣野房男君及び12番 稲吉照夫君を指名します。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、第35号議案から第44号までの10件及び、陳情第2号から陳情第10号までの9件を一括議題とします。

これから、委員長の報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、廣野君。

〔11番 廣野房男君 登壇〕

○11番（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

総務教育委員会審査結果報告書

令和5年6月28日

議長 藤江 徹様

委員長 廣野房男

令和5年第2回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第35号 幸田町火災予防条例の一部改正について

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行及び喫煙等に関する標識の取扱いの見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第37号 工事の請負契約について（校舎増築・改修等工事）

校舎増築・改修等工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第38号 工事の請負契約について（校舎増築等整備工事）

校舎増築整備工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第39号 工事の請負契約について（図書館外壁及び防水工事）

図書館外壁及び防水工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第40号 工事の請負契約について（町民プール外壁及び防水工事）

町民プール外壁及び防水工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号 財産の取得について（資機材搬送車）

資機材搬送車の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号 財産の取得について（高度救命処置用資機材一式）

高度救命処置用資機材一式の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）

災害対応特殊救急自動車の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳入全部、歳出15款、50款

第1条、歳入全部、2,768万2,000円追加。歳出、15款総務費362万円追加、50款消防費206万2,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第2号 ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、ミャンマー軍に対し、最大限の圧力をかけ、国民統一政府（NUG）を正当な政府として承認することを初め、3項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第3号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの決議を行わないようにしてくださいを初め、2項目の陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充することを初め、7項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、住民の暮らしと命、安全・安心を守るために、行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）を廃止するとともに、国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（定員合理化計画）を撤回することを初め、3項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第6号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、公共サービス基本法第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすことを初め、2項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第7号 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、労働者の賃金を底上げするため、最低賃金を時給1,500円以上に引き上げることを初め、3項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

県に対し、「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定を行わないことを初め、3項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔11番 廣野房男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。
9番、都築君。

〔9番 都築幸夫君 登壇〕

○9番（都築幸夫君） 皆さん、おはようございます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和5年6月28日

議長 藤江 徹様

委員長 都築幸夫

令和5年第2回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をさせていただきます。

第36号 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出25款

第1条、歳出、25款衛生費2,200万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価を引き上げることの意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、国の定める保育士配置基準を抜本的に改善することを初め、2項目の意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔9番 都築幸夫君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 以上で、各委員会の委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） ないようですので、以上で、総務教育委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、福祉産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) ないようですので、以上で、福祉産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これをもって、質疑を終結します。

これから、上程議案10件及び陳情9件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番、丸山君。

[14番 丸山千代子君 登壇]

○14番(丸山千代子君) それでは、

それでは、議題となっております案件について、反対の立場から討論をしてみたいです。

第36号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

国は、2021年に施行したデジタル関連法で、政府が運営しているマイナポータルを入口にして情報連携を拡大させ、様々な個人データを集積しようとしています。集まった情報は、企業などのもうけの種として、またビッグデータとして利活用に回されません。そのため必要とされているのが、マイナカードの利用拡大であります。

マイナカードの普及が長年進まなかったのは、情報漏えいへの不安が強いからであります。マイナカードに他人の情報が紐づけされていた問題でも明らかです。ところが、国は2万円のポイントをつけて、9月まで延長して取得させようとしております。マイナカードを登録したスマートフォンでの印鑑登録証明書の発行は、一見便利ようですが、どれだけの利便性があるのか疑問であります。それどころか、スマートフォンの紛失や、個人情報の漏えいがより拡大する懸念があり、反対するものであります。

[14番 丸山千代子君 降壇]

○議長(藤江 徹君) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

14番、丸山君。

[14番 丸山千代子君 登壇]

○14番(丸山千代子君) 陳情第2号 ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書の提出を求める陳情であります。

ミャンマーでは、2年前、国軍によりクーデターが起き、国軍によれば、軍政の犠牲者は3,000人近くに達しています。軍政は、クーデター前の国民民主連盟NLDなど民主派を排除したまま、今年8月までに総選挙を実施し、形ばかりの民政移管を行う予定であります。NLD指導者のアウンサンスーチー氏は懲役禁固合わせて33年の刑で投獄されております。民主派は、国民統一政府NUGを発足させ、傘下には400以上のグループで構成される国民防衛隊が、軍政に抵抗しております。

これまで少なくとも2,800人が死亡し、抗議行動の武力弾圧で亡くなった市民も含めると、1万9,000人に達します。拘束中の市民派1万7,400人、政治囚は、釈放されてもすぐ再び拘束されるのがほとんどとなっております。

5月10日に開かれた東南アジア諸国連合、ASEAN首脳会議での報告では、国軍は、2021年2月に起こしたクーデター以降、少なくとも10億ドル、1,380億円相当の武器や武器製造用の物資を輸入。ロシアから4億ドル、中国から2億6,000万ドル相当が国軍に送られ、多くは両国の国有事業体が取引に関与したといえます。ミャンマー国軍は市民のデモ隊に銃を向け、住民が生活する町や村に対し、空爆を繰り返しています。民主活動家たちには不当判決でして、死刑を言い渡すなどあってはなりません。よってこの陳情に賛成するものであります。

陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。

新型コロナウイルスの感染拡大は、住民に身近な地方自治体の役割の重要性を改めて認識する機会となりました。国の対策が不十分な下で、独自施策を講じる自治体が多数生まれてきました。しかしながら、国における地方財政は、政府方針に基づき、マイナンバー予算を初めとするデジタル田園都市構想推進、公的サービスの産業化との一体の行革などを引き続き地方自治体に押しつけるものとなっています。

地方財政計画の目的は、全国規模で新年度の地方自治体の歳入と歳出の見通しや不足する財源総額を明らかにして、地方交付税の額と、それを含む一般財源の総額を算定することにあります。国に求められるのは、国民が全国どの地域に住んでいても、健康で文化的な生活が営めるように保障することであり、地方財政を保障することにあります。よって、地方財政の拡充を求める意見書の提出に対して賛成するものであります。

陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情。

岸田首相は、週2日は民間企業、週3日はデジタル庁勤務のような、新しい時代の働き方が国における改革の先導事例となるよう進めていくと言っております。これからの行政サービスの考え方について、自治体は利用可能なサービスの通知、照会、住民は自治体が民間のサービスを選んで利用するとしています。これは公務を民間へアウトソーシングするということであり、公務、行政の在り方そのものに関わる大問題でありませぬ。総合的な住民サービスを後退させることになる職員削減は認められるものではありません。

陳情第6号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情。

幸田町においては、公契約に係る基本方針を定め、公共事業及び公共サービスの品質を向上させ、公契約の適正な履行及び労働者の適正な労働条件の確保を図り、地域経済の発展及び町民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、令和4年4月1日に公契約条例を制定いたしました。国においても、法律で公契約法の制定を求めるものであります。

陳情第7号 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情。

41年ぶりに物価高騰が暮らしと経済を直撃しています。昨年12月の全国消費者物価指数が前年よりも4%上昇し、実質賃金は8カ月連続マイナスとなっており、働く人の賃金が上がらない中で物価高騰が襲いかかる、戦後かつてない深刻な事態となっております。

ります。

一方、大企業の内部留保は、コロナ禍にあっても過去最大となっております。物価高騰に見合い、かつ生活改善に資する抜本的な賃上げを実現すべきであります。

日本の最低賃金は、労働者が自立して生活するには低過ぎ、都道府県で大きな地域間格差があり、地域間格差は219円で、最大20%の差となっております。そのためにも、全国どこにいても同じ賃金の全国一律化、そして最低賃金を引き上げるためには、中小企業支援で地域経済を発展させることこそ求められるもので、この陳情に賛成するものであります。

陳情第8号 1年単位の変形労働時間制導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情。

教職員の年間の業務量を、忙しいときも長期休業中もあらかじめ見込んで配分するというもので、時間外労働が長時間に及ぶことがあっても加味されないというものに対して是正を求めるものであります。

中学校教員の5割以上が、国の指針で、上限の月45時間を超えて残業するなど、学校での長時間労働が依然として解消されておりません。文科省が、毎年、市区町村教育委員会などに聞いている働き方改革の取組について、文部省は過労死ラインとされる月80時間を超えた教員は、小学校で4.4%、中学校で13.7%と解消されていない実態としております。教育の長時間過密労働を解消し、一人一人の子どもたちに向き合い、行き届いた教育を進めていくためにも陳情に賛成し、愛知県に対して意見書を提出していただくよう求めるものであります。

陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情。

障害者施設で1人夜勤をしていた職員が、勤務中に倒れ、朝、発見されたときには亡くなっていたという事故が起きたことをきっかけとして、福祉医療労働団体が、障害者・高齢者施設のところで働く人の夜勤実態アンケートを実施をいたしました。アンケートの結果、全ての時間を1人で夜勤していると答えた人は56.6%、一部の時間帯でも1人で夜勤をすると答えた人は37.4%、合わせて9割の人が1人夜勤を行っているという回答でありました。また、職員が仕事を辞めたいと思う理由で2番目に多いのが、夜勤が辛いことを理由に挙げておりました。介護・障害福祉職場では、現在もなお1人夜勤が当たり前のように行われております。人材確保の点でも、この劣悪な職場環境、労働環境の改善が必要です。安心して働ける労働環境のため、この陳情に対し賛成し、国に意見書の提出をすべきと主張するものであります。

陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のための保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情。

国の保育士基準は、75年間変わっておらず、4・5歳児は30人に1人、3歳児は20人に1人の保育士の配置基準となっております。また、1歳から3歳児は、50年以上放置されたままとなっております。僅かに保育加算の拡充で、4・5歳児25対1の配置ができるようにと2人までの加配ができるようにしていますが、要件が保育所定員120人以上の規模の園などであります。

2022年2月から行われた、保育士等の賃金を月額3%程度、月額9,000円に上げる処遇改善臨時特例事業は公定価格の加算として行われていますが、保育所は公定価格よりも1.45倍の職員配置をしているのに、加算は法定価格にカウントされている保育士の職員分しか出ておりません。高い専門性を必要とする保育士にふさわしい処遇改善とするように、抜本的な財政措置が必要であります。同時に、配置基準の改善をすべきであり、安全・安心の保育の確保のため、陳情を採択し意見書の提出を求めるもので、賛成の立場を明らかにするものであります。

以上であります。

[14番 丸山千代子君 降壇]

○議長（藤江 徹君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、上程議案10件及び陳情9件について採決します。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をします。

最初に、第35号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第35号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、第36号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第37号議案 工事の請負契約について（校舎増築・改修等工事）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第37号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第38号議案 工事の請負契約について（校舎増築等整備工事）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第38号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第39号議案 工事の請負契約について（図書館外壁及び防水工事）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第39号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第40号議案 工事の請負契約について（町民プール外壁及び防水工事）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第40号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 財産の取得について（資機材搬送車）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第41号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材一式）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第43号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第44号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第2号 ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書の提出を求める陳情。本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第2号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第3号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情。本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 起立なしであります。

したがって、陳情第3号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第4号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情。本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第5号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第6号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情。本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第6号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第7号 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情。本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第7号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第8号 「1年単位の變形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情。本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第8号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情。本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第9号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情。本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第10号は、不採択することに決しました。



○議長（藤江 徹君） 日程第3、議員提出議案第3号 DX推進特別委員会の設置についてを議題とします。

議案提出者に趣旨説明を求めます。

13番、笹野君。

〔13番 笹野康男君 登壇〕

○13番（笹野康男君） 皆さん、改めましておはようございます。

議員提出議案第3号の朗読をもって、説明とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議員提出議案第3号 DX推進特別委員会の設置について

幸田町議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和5年6月28日

提出者	幸田町議会議員	笹野康男
賛成者	幸田町議会議員	石原昇
	〃	丸山千代子
	〃	廣野房男
	〃	都築幸夫
	〃	田境毅
	〃	岩本知帆

提案理由

DXを推進していくために調査・研究を行う必要があるから。

2ページ目をお願いいたします。

DX推進特別委員会の設置に関する事項

1 委員会の名称 DX推進特別委員会

2 委員の定数 8人

3 付議事件 DXの推進に係る調査・研究に関する事項

4 設置の期間 令和5年6月28日から調査・研究終了の日まで、閉会中も継続して行うものとする。

以上であります。よろしくお願いをいたします。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時56分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、ただいま議題となっております議員提出議案第3号について質疑を行います。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いをいたします。

議員提出議案第3号について、質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) ありませんので、以上で、議員提出議案第3号の質疑を終わります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議員提出議案第3号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって、討論を終結します。

これから採決します。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第3号 DX推進特別委員会の設置についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。



日程第4

○議長(藤江 徹君) 日程第4、特別委員の選任を行います。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○議長(藤江 徹君) 休憩前に戻し、会議を再開します。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり、指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、特別委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいまから、DX推進特別委員会において、正・副委員長の互選を行っていただきますので、第1委員会室へお集まりください。

委員長互選までの職務は、年長の委員である稲吉委員にお願いします。

委員長は、選出結果を議長まで報告願います。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時11分

○議長(藤江 徹君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、DX推進特別委員により、正・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

DX推進特別委員会委員長 鈴木久夫君、副委員長 松本忠明君、以上であります。

ここで、委員長の御挨拶を承ります。

DX推進特別委員会委員長、15番 鈴木久夫君。

15番、鈴木君。

[15番 鈴木久夫君 登壇]

○15番(鈴木久夫君) 失礼いたします。ただいま、DX推進特別委員会の委員長に御指名をいただきました鈴木久夫でございます。

環境の変化を予測することが困難な昨今ではありますが、テクノロジーと新たな技術を積極活用していくことが重要であると感じております。

また、自治体にDX推進が求められる背景には、職員の業務範囲あるいは業務量の増加、デジタル多様ニーズの増加などがあります。これらに迅速に対応していくために、本日、DX推進特別委員会が設置をされ、8人の委員の方が決まりました。今後は、委員の皆さんや理事者の皆さんに御協力をいただきまして、DXを推進していくことによって、デジタルを積極的に活用し、住民の一人一人のニーズに合ったサービスが提供できるようにしていきたいと思っております。

そういったことで、私自身は微力ではありますが、私も頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

[15番 鈴木久夫君 降壇]

○議長(藤江 徹君) ありがとうございました。

よろしく願いいたします。

日程第5

○議長(藤江 徹君) 日程第5、第45号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、補正予算につきまして説明をさせていただきます。

今回提案をいたします補正予算は、台風2号により受けました甚大な被害につきまして、早期の復旧を図るため、その必要額を計上するものであります。よろしくお願いたします。

第45号議案 令和5年度 幸田町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正予算書の1ページをお開きください。議案関係資料は、1ページ及び2ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ204億7,885万9,000円とするものであります。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧ください。

75款繰入金につきまして、財政調整基金繰入金2億6,350万円を追加しまして、災害復旧に係る各事業の財源とするものであります。

続きまして歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書12ページを御覧ください。

45款土木費につきましては、都市施設整備事業におきまして、相見地区排水検討業務委託料1,000万円を新規計上するものであります。相見地区につきましては、平成24年3月の新駅開業、そして平成27年7月の土地区画整理事業の完成を終えまして、現在では約3,400人の町民が生活を送る豊かな市街地を形成する地区であります。この相見地区であります。昨年9月の台風15号、そして今回6月の台風第2号の大雨の影響により、2年連続で道路の冠水や店舗など建屋への浸水が発生しました。区画整理設計基準以上の雨量であったとはいえ、水没範囲も広いことから、今回の補正予算におきまして、相見地区の雨水排水に係る課題を整理し、その改善策について検討をしていくものであります。

60款災害復旧費につきましては、台風被害の復旧を図るため、各事業費を計上するものであります。

10項農林水産業施設災害復旧費につきましては、10目農業用施設災害復旧費におきまして、大草区にあります大井池における流出土砂の撤去復旧を初め、農道のり面や取水排水施設の崩壊などにより被災した農業用施設の復旧及び土砂流入や農地のり面の崩壊などにより被災した農地の復旧を行うため、1億50万円を追加するものであります。

15目林業用施設災害復旧費におきましては、健康の道でもあります、林道鷲ヶ峯線や林道遠望嶺線の道路のり面崩壊の復旧を初め、林道への土砂流入、水路の土砂堆積などについて復旧を行うため、5,750万円を追加するものであります。

また、15項公共土木施設災害復旧費につきましては、10目道路橋梁災害復旧費におきまして、桐山字長根地内における道路のり面崩壊の復旧を初め、路面の洗掘、路肩

の崩壊、倒木などについて復旧を行うため、4,500万円及び15目河川災害復旧費におきまして、深溝字楠木の足後川ブロック積み擁壁転倒被害の復旧を初め、土砂堆積、護岸洗堀などについて復旧を行うため、5,050万円をそれぞれ追加するものであります。

以上が、第45号議案の提案理由の説明をさせていただいたものであります。

慎重に御審議の上、御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく申し上げます。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

第45号議案の質疑を許します。

ございませんか。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 相見地区の排水検討業務についてお伺いをしたいというふうに思っています。

もともこの地域におきましては、菱池を埋め立てたということで軟弱な地盤と同時に、南海トラフ時におきましては、地盤が大変な状況になってくるというようなことで、そのような地域であるわけでございますけれども、この見込みよりも雨量、水量が多かったということで改めて検討をしていくということでございますけれども、抜本的な対策としてはどのようなことを考えておられるのかお伺いしたいというふうに思っています。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） まず、今回見込みよりも多い水量でということでありまして、主なる原因といたしましては、雨量が多く、広田川及びその支流である柳川や相見川の水位が上がり、川への排水ができないという状況がございました。そのため根本的な対策といたしましては、県が進めております菱池遊水地の整備と、その遊水地までの広田川の河道拡幅等の改修が待たれているところでございます。菱池の遊水地及び広田川の改修は、令和8年度末の完成予定であり、国土強靱化に資する事業として、国費対応で着々と進捗してございます。

今回対策といたしまして、相見地区の広範囲に道路冠水や宅地への浸水が2年連続で発生したこと、新たに警察署や救急搬送時に藤田医科大学岡崎医療センターといった、町外にある重要施設へのアクセス道路でもある安城幸田線も通行不能になった点を考慮して、根本的な原因である河川以外、住宅地、さらに周辺の農地も対象に可能な対策を検討していくものでございます。短期間でできる対策が見出せばいいかとは思いますが、遊水地、広田川改修の対策も含め、幅広い視点で検討をしてみたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） もともとこの地域におきましては、そうした対応もなされているということで遊水地計画も進められ、また排水機場の改修等も行われてきたわけですが、実際それでは追いつかない。そうしますと、例えば、ほかのところへ水を遊水をさせていく。そのような計画も必要かというふうに思うんですけれども、そうしたものに付きましては考えられていないということで理解をしていいのか、その辺のところをお伺いしたいというふうに思うわけであります。また、遊水地の令和8年までの完成予定を待つまでもなく、対策ということで緊急対策も行う予定なのかどうなのか、併せて伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 他のところへの遊水はということでありますけれども、なかなか水系統もございますので、それから川の管理者、愛知県等、柳川等は愛知県でもありますので、そういったところも含めまして県等とも相談しながら、対策は検討していきたいと思っております。

それから、緊急的にできるものということでありますけれども、現在どのような対策ができるかということで、早くできるものがあれば、そういったものも検討してまいりたいと思っておりますけれども、すぐにということとはなかなか難しいかなというふうにも思っておりますけれども、県も一緒になりながら、どのような対策、幅広く検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回の線状降水帯の影響によって、県の遊水地である柳川遊水地、ここもかなりの冠水状況で、これが広田川へと合流をするわけですが、例えば、現在の遊水地機能がどの程度機能をしているのかと。もともとあそこの地盤におきましては、かなりジメジメしていて何とも使いようがないというようなところでございます。そうしたところの抜本対策も必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺の関係は県には求めているのかということでありますけれども、そうしたものも盛り込む必要があるのではなからうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） この相見地区の近くには柳川があって、柳川のところに遊水地がございます。今回の雨におきまして、柳川の遊水地も水が入って、調整池機能も果たしているところであります。ただ、今回については、降雨量が日量で313.5ミリということで、200年に1回程度の規模ということもありますので、かなり大きかったというような規模でございます。そういったものも含めまして、今後また、菱池遊水地への期待、それから、あと抜本的な対策ということで、県のほうにもということであります。安城幸田線のところも水没をしておりますので、こちらの町の相見地区だけでなく、そういった県道も含めてどういうふうに水の処理をしていくかということは、県と検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回は200年に1回の水量だったということでありますけれど

も、この線状降水帯というのは200年に1回というものではなく、広島県におきましても御承知のように、安佐地区におきましてかなりの被害を受けておりますし、また、これが1年だけの問題ではなかったわけでございます。そういうことを考えますと、やはり菱池遊水地だけ、あるいは広田川の改修だけではなくて、この柳川の遊水地の抜本対策もやっていかないと、やはりこれがなかなかはけていかないと。そうした意味におきますと、保水能力を高めていくという、そういうことも念頭に置きながら、相見地区の人たちが大雨になっても安心して暮らせるように対策を取っていくということが待たれるのではなかろうかというふうに思うんですが、その辺も検討する価値があるのではなかろうかと思いますが、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 今、言われましたとおり、柳川の対策という、そういったところもどういうふうにしていくかというところもあるかと思えます。今回県におきましても、新たに昨年度、実は、広田川においても浚渫をしていただいております。なかなか河道拡幅だとか、そういったものが難しい中で、県におきましても浚渫だとか、なるべく早期にできるような対策ということも対応していただいているところでございます。また、今年度以降も、県のほうには浚渫等も含めて要望をしまいたいと思っております。浚渫については、やれば早期に結果も出てくるというところもありますので、そういったところ、浚渫、それから菱池遊水地の完成、そういったものも含めまして、また柳川についても浚渫等、それから今の状況を県にもお話をしながら、どういった対策が取れるか、そういったところも検討をしまいたいと思えます。

○議長（藤江 徹君） ほかにございせんか。

15番、鈴木君。

○15番（鈴木久夫君） 先ほど部長の答弁で200年に一度という答弁と、310何ミリでしたかね、日量ということでありました。ちょっと記憶が薄れてますけれども、20年8月末豪雨のときは410から20ミリぐらい降ったと思いますが、それが日量トータルの計算だったかちょっと記憶がないのであれですけども、20年8月のときはかなり降った状況があります。そのときも相見地区は大変な状況だったとは思いますが、一軒床上浸水かなんかなったかなということを記憶しています。それから、高力地区もかなり床上で大変な状況が、相見川沿いで発生しました。20年8月末の豪雨は、広田川の決壊といいますか、それによって自然、これは被災者には大変失礼ですけど、50ヘクタールのところに水が全部決壊によって入って、天然遊水地になった状況があったわけですが、それが結果的に下流を多少は助けているかなと。今回の遊水地は23ヘクタール、約半分以下の面積ですね。ですから、その辺と比較すると、どういう状況かということとは分かると思うんですが、緊急対応、対策が今はちょっと広田川の浚渫程度であると。もちろんそれは必要だと思うんですけども、僕がちょっと思ってるのは、相見地区、要するに流入前の細かいことを言うと、道路の側溝、それから各宅地からの水路、そういったところのボックスも含めて、かなり土砂が堆積しているんじゃないかなと。そういった調査をされていく気があるのか。それで、土砂が堆積すれば直ちに撤去していくという。要は、隠れたところで見えない状況を確認をしてないと、対策としては

いかななものかとなりますので、その辺の状況を今回の調査でやるかどうかは僕は知りませんが、とりあえずボックスの中の何か弊害が起きてへんかなという気がちょっとしたんで、突如質問をして申し訳ないですけど、その辺をお願いします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 昨年9月の台風15号でも浸水しましたので、その教訓を受けて、対応はできないかということで、土木課のほうで、相見地区内の側溝だとか柵の清掃、そういったものはとりあえず行わせていただいております。それから、本年度予算をつけさせていただいて、相見地区内の調整池のしゅんせつを一番大きい柳川の隣のところですけれども1カ所予定をして、7月に工事の契約をしていく予定でございます。こういったことができることについては、一応検討しながら対応しているところです。

それから、先ほど伝えさせていただきましたとおり、県におきましても要望等をさせていただきまして、この相見地区とは直接は場所は関係なくなってしまうかもしれませんが、広田川の浚渫を行って、水の流れをスムーズにする対策も実施しております。先ほど言いました8月末豪雨については、1日の雨量が404ミリということでありまして、さらに、1時間当たりの水量が、降雨量がそのときは116ミリ、今回は51.5ミリということで、あときは1時間当たりもすごく降ったというところもありますので、そういう状況もあったということでございます。

それから、菱池遊水地のこの効果につきましても、現在計画的には、幸田町から少し下りました西尾の地点になります。永良地点におきまして、今回の遊水地の整備によりまして、水位が約1.2メートル低下するという効果を見込んでおりますので、この1.2メートルというのはかなり大きな影響があるかなとは思っておりますので、効果が期待できるかなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 15番、鈴木君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第45号議案の質疑を終わります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第45号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、上程議案1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって討論を終結します。

これから採決します。

採決の方法は、起立により行います。

第45号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算(第3号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第45号議案は、原案どおり可決することに決しました。



日程第6

○議長(藤江 徹君) 日程第6、閉会中の委員会行政視察の件を議題とします。

会議規則第73条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、議会広報特別委員会の委員長から、委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長の申出のとおり決するに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで、令和5年6月5日に召集されました令和5年第2回幸田町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時39分

○議長(藤江 徹君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長（成瀬 敦君） 令和5年第2回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る6月5日から本日まで、24日間にわたり、御多用にもかかわらず、終始、御熱心に御審議をいただき、私どもが提案をいたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に生かしてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、8名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討を進め、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、御報告とお知らせをいたします。

まず報告といたしましては、去る6月23日に、幸田町と三菱ケミカルクリンスイ株式会社は、官民連携事業としまして、水にまつわる包括連携協定を締結いたしました。水に関わる様々な環境問題への取組を中心に、幸田町における地域課題に対し、SDGsとウェルビーイングの観点から、先進的かつ持続可能な事業モデルの構築を図り、具体的な解決方策及び地域経済の発展につなげていくことを目的とするものであります。今後この協定を生かし、未来の水環境をよくする活動を一層推進してまいりたいと思っております。

次に、お知らせの1点目でございます。

夏の風物詩となっております、幸田彦田左まつりが商工会主催で4年ぶりに開催されます。開催日は、7月29日の土曜日で、近年の高温による熱中症への配慮や、混雑が予想されるパレードでの安全確保、幸田駅前火災による復興祈願など、今後も継続して町民が楽しむことができるイベントとしてリニューアルして実施されるとのことですので、皆様ぜひ足をお運びいただきたいと思います。

続きまして、2点目のお知らせであります。8月19日の土曜日は、ハピネス・ヒル・幸田において、今年もこうした夏まつりを開催いたします。今年は、コロナ禍前の規模に戻した上で、従来の花火や町民総踊りに加え、屋外ステージでのアトラクション、キッチンカーやマルシェなどについて拡大するとともに、アルコール販売の再開などにより、誰もが楽しめる夏の思い出に残るようなお祭りにしていきたいと思っております。

多くの町民の皆さんとともに盛り上げていくために、議員の皆様も御参加について御配慮賜りますようお願いを申し上げます。

梅雨の折から、天候が不順で蒸し暑い日が続くことかと思っておりますが、議員の皆様におかれましては、体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、今後の町政の発展のため、さらに御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を

賜り、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますよう、お願いいたします。

ここで、1点、御連絡を申し上げます。

資機材搬送車のお披露目を、本日10時55分から役場庁舎正面玄関前で開催します。全議員の御出席をお願いします。

連絡事項は、以上であります。

大変御苦労さまでした。

本日は、これで散会します。

散会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和5年6月28日

議 長

議 員

議 員